



平成 23 年 10 月 28 日

自 動 車 局

電気自動車やプラグインハイブリッド自動車に対して、充電中の電気装置の基準を新たに導入します。

(1) 電磁両立性の基準の改正

本年 8 月 1 日に、自動車の電気装置に対する電磁両立性の基準を導入したところですが、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車のように、外部電源から充電を行う自動車の普及に伴い、充電中における電磁両立性の基準を新たに導入することとします。

※電磁両立性: 放送局や無線機が放射する電磁波により自動車に備える電気装置が誤作動を起こさないこと及び自動車の電気装置が発する電磁波により無線設備等に障害を与えないこと。

(2) 前照灯の基準の改正

走行中の前方の視認性を向上させ、かつ、対向車等にまぶしさを与えないことを目的として、対向車や先行車を検知して自動で配光を変化させるなどの走行用前照灯の基準を新たに規定します。

(3) その他

その他にも、日本が既に採用している灯火器等の国際基準の改訂が本日より発効されますので、これと整合を取るための基準の改正を実施します。

これらの改正により、自動車の安全性が向上するとともに、自動車・同装置の国際流通の円滑化等がより一層図られ、効率的な車両安全対策が推進されることが期待されます。

問い合わせ先

自動車局 技術政策課：永井、竹村

審査・リコール課：山下、鈴木

電話 03-5253-8111 (内線 42255)

03-5253-8591 (技術政策課 (直通))

03-5253-8596 (審査・リコール課 (直通))